

# 意見公募要領

## 1 意見公募対象

- ・登録修理業者に関する省令案(別紙2)
- ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案(別紙3)
- ・端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の改正案(別紙4)

## 2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

### (1) 郵送する場合

#### 【別紙2及び別紙3に対する意見】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

#### 【別紙4に対する意見】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て

併せて、意見の内容を保存した記録媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録媒体の条件は、次のとおりです。

○記録媒体:CD-R、DVD-R又はUSBメモリ

○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル  
(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

○記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

### (2) FAXを利用する場合

#### 【別紙2及び別紙3に対する意見】

FAX番号:03-5253-5914 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

#### 【別紙4に対する意見】

FAX番号:03-5253-5863 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### (3) 電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)を利用する場合

意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(4)の方法により提出してください。

### (4) 電子メールを利用する場合

#### 【別紙2及び別紙3に対する意見】

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

電子メールアドレス:ninshou\_atmark\_ml.soumu.go.jp

#### 【別紙4に対する意見】

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課宛て

電子メールアドレス:shisutemuka\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。))として提出してください。

また、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

なお、意見公募に係る意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、メールで提出いただく場合は、(3)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

#### 4 意見提出期限

平成26年12月25日(木)午後5時(必着)(郵送の場合も、同日必着)

#### 5 留意事項

電話での意見提出はできません。

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課及び電気通信事業部電気通信技術システム課にて配布します。

御記入いただいた氏名(法人等にあっては、その名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波環境課 宛て又は  
電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「登録修理業者規則の制定案等についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。